

社会福祉法人恵泉会役員等の報酬及び旅費に関する規則

沿革	施行	昭和56年	4月	1日			
	改正	昭和63年	4月	1日	平成13年	9月18日	
		平成2年	7月	1日	平成14年	4月	1日
		平成3年	4月	1日	平成15年	4月	1日
		平成5年	2月	7日	平成17年	5月	1日
		平成5年	4月	1日	平成20年	2月	1日
		平成5年	7月	1日	平成25年	4月	1日
		平成6年	7月13日		平成27年	4月	1日
		平成7年	4月	1日	平成29年	2月	1日
		平成8年	4月	1日	平成29年	5月	1日
		平成10年	11月10日		平成29年	6月21日	
		平成11年	4月	1日			

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人恵泉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。評議員と併せて役員等という。
- (2) 常務理事とは、理事のうち、この法人の主たる事務所に勤務する者をいう。
- (3) 評議員とは、役員以外の者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは理事会で選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長（非常勤）
 - (2) 常務理事（常勤）
 - (3) 理事（非常勤）
 - (4) 監事（非常勤）
 - (5) 評議員（非常勤）
 - (6) 評議員選任・解任委員（外部委員）
2. この法人の職員を兼務し、職員給与支給規則等により支給されている理事、評議員選任・解任委員に対しては、報酬は支給しない。
3. 監事が評議員選任・解任委員を兼務したときは、非常勤の監事報酬のみの支給とし、報酬の併給はしない。

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 役員等に対して支払う報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 理事に対する報酬の額は、別表第 1 に定める額とする。

(2) 監事に対する報酬の額は、別表第 2 に定める額とする。

(3) 評議員に対する報酬の額は、別表第 3 に定める額とする。

(4) 評議員選任・解任委員(外部委員)に対する報酬の額は、別表第 4 に定める額とする。

2. 新たに役員になった者は、その月から報酬の支給の対象とする。

3. 役員が退任したときは、その月まで報酬を支給する。

4. 日額の報酬とする評議員、評議員選任・解任委員(外部委員)は、会務に出席した日の月に報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

役員(常務理事以外)

(1) 報酬 毎月末日(ただし、その日が金融機関の営業日でない土曜日、日曜日または祝日の場合は、その日前において最も近い金融機関の営業日の日に支給)

役員(常務理事)

(2) 報酬 毎月 21 日(ただし、その日が金融機関の営業日でない土曜日、日曜日または祝日の場合は、その日前において最も近い金融機関の営業日の日に支給)

評議員

(3) 報酬 会務に出席した日の月の末日(ただし、その日が金融機関の営業日でない土曜日、日曜日または祝日の場合は、その日前において最も近い金融機関の営業日の日に支給)

評議員選任・解任委員(外部委員)

(4) 報酬 会務に出席した日の月の末日(ただし、その日が金融機関の営業日でない土曜日、日曜日または祝日の場合は、その日前において最も近い金融機関の営業日の日に支給)

2. 支給する報酬は、役員等が指定した本人名義(死亡により退任した場合はその遺族に)の口座振り込みとする。

3. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用・交通費)

第 6 条 役員等及び評議員選任・解任委員、各種委員会の委員が、この法人の招集に応じて会務に出席したときは、交通費を支給する。

(1) 交通費 別表第 5 に定める額とする。

2. 交通費は、第 5 条の報酬の支給時に支払う。

3. 職務の遂行に当たって交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(費用・旅費)

第 7 条 役員等が研修会あるいは会議等出張した場合は、旅費を支給する。

(1) 旅費 別表第 6 のとおりとする。

2. 旅費は、第 5 条の報酬の支給時に支払う。

3. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規則に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2. 社会福祉法人恵泉会費用弁償支給規則は、これを廃止する。

附 則

この改正による改正後の規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成5年2月7日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この改正による改正後の規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この改正による改正後の規則は、平成6年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この改正による改正後の規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正による改正後の規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この改正による改正後の規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正による改正後の規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月21日から施行する。

別表第1 理事の報酬

役職名	報酬の額	
理事長	月額	120,000円
常務理事	月額	500,000円
理事	月額	30,000円

別表第2 監事の報酬

役職名	報酬の額	
監事	月額	30,000円

別表第3 評議員の報酬

役職名	報酬の額	
評議員	日額	20,000円

別表第4 評議員選任・解任委員（外部委員）の報酬

役職名	報酬の額	
評議員選任・解任委員	日額	10,000円

別表第5 交通費

役職名	費用	
理事長、理事、監事、 評議員、評議員選任・ 解任委員、各種委員会 委員	1日 あたり	3,000円

別表第6 旅 費

旅 費					
鉄道賃 及び船賃	車 賃 (1 kmにつき)	宿泊料 (1 夜につき)	バス賃	航空料	日 当 (1 日につき)
実 費	42円	円 12,000	実 費	実 費	円 1,800
研修等において指定宿泊施設に宿泊する料金が上記の宿泊料を超えるときは、 指定宿泊施設の宿泊料金を支給する。					

